

千葉県建築基準法第43条第2項の規定による  
接道の特例に関する基準（案）（新旧対照表）

改正案	現行
<p><b>第2 認定基準</b> 法第43条第2項第1号の規定により認定する場合の基準は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項で定める避難及び通行の安全上必要な道の基準</p> <p>（1）第1号「農道その他これに類する公共の用に供する道であること。」に該当する場合 農道その他これに類する公共の用に供する道とは、以下に該当するものとする。</p> <p>1) その敷地が接する道が次のアからカのいずれかに該当するものであって、当該道の所有者又は管理者とその道の通行に対する了解又は整備等について協議が整っているものであること。</p> <p>ア 農道整備事業による道 イ 土地改良事業による道 ウ 漁港区域内の道（<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。）</u>により指定された区域内において漁港施設として整備された道） エ 臨港地区内の道（都市計画法（<u>昭和43年法律第100号。</u>）に基づき定められた地区内において港湾施設として整備された道） オ 現に通行の用に供されている河川・海岸管理用通路</p>	<p><b>第2 認定基準</b> 法第43条第2項第1号の規定により認定する場合の基準は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項で定める避難及び通行の安全上必要な道の基準</p> <p>（1）第1号「農道その他これに類する公共の用に供する道であること。」に該当する場合 農道その他これに類する公共の用に供する道とは、以下に該当するものとする。</p> <p>1) その敷地が接する道が次のアからカのいずれかに該当するものであって、当該道の所有者又は管理者とその道の通行に対する了解又は整備等について協議が整っているものであること。</p> <p>ア 農道整備事業による道 イ 土地改良事業による道 ウ 漁港区域内の道（<u>漁港漁場整備法</u>により指定された区域内において漁港施設として整備された道） エ 臨港地区内の道（都市計画法に基づき定められた地区内において港湾施設として整備された道） オ 現に通行の用に供されている河川・海岸管理用通路</p>

<p>カ 現に通行の用に供されている国・ 県・市町村の所有する公共用通路</p> <p>2) 略 (2) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>3 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合</b> <b><u>「空家特措法第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第6項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物」であること。</u></b> <b><u>特例適用建築物とは、空家特措法第7条第3項に規定する空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物であって、その敷地が幅員1.8m以上4m未満の道（法第43条第1項に規定する道路に該当するものを除く。）に2m以上接するものをいう。</u></b></p> <p><b>4 形態規制等の付加</b> 認定する建築物については、当該認定に係る道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限）、法第56条（建築物の各部分の高さ）、法第58条（高度地区）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第20条（採光の有効算定）及び条例の規定を適用する。</p>	<p>カ 現に通行の用に供されている国・ 県・市町村の所有する公共用通路</p> <p>2) 略 (2) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>3 形態規制等の付加</b> 認定する建築物については、当該認定に係る道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限）、法第56条（建築物の各部分の高さ）、法第58条（高度地区）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第20条（採光の有効算定）及び条例の規定を適用する。</p>
--	---

### 第3 許可基準

略

1 省令第10条の3第4項（以下「許可省令」という。）第1号に該当する場合

「その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。」

広い空地とは、安定的・日常的に利用可能な状況にある空地をいい、その空地に2m以上敷地が接すること。

2 略

3 許可省令第3号に該当する場合

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。」

以下、略

附則

1 この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成25年12月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成31年1月11日から施行する。

附則

1 この基準は、令和6年3月6日から施行する。

附則

1 この基準は、令和 年 月 日から施行する。

### 第3 許可基準

略

1 省令第10条の3第4項（以下、「許可省令」という。）第1号に該当する場合

「その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。」

広い空地とは、安定的・日常的に利用可能な状況にある空地をいい、その空地に2m以上敷地が接すること。

2 略

3 許可省令第3号に該当する場合

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。」

以下、略

附則

1 この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成25年12月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成31年1月11日から施行する。

附則

1 この基準は、令和6年3月6日から施行する。